

徳島県農業共済組合事業規程の一部変更について

1. 家畜共済に係る変更

(1) 変更理由

「農業共済組合模範事業規程例の基準」(平成 16 年 1 月 9 日付け 15 経営第 5367 号農林事務次官依命通知)の一部が改正されたことに伴い、徳島県農業共済組合事業規程の一部変更を行うもの。

(2) 変更要旨

死亡廃用共済における家畜共済の共済目的とすることができる牛の胎児の生育の程度は、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して 240 日以上と規定しているが、移植前に受精卵の発育期間が数日間存する実態を踏まえ、受精卵移植された牛の胎児については、その母牛に対する受精卵移植の日から起算して 233 日(その受精卵の発育に要した日数が 7 日でないことが確認できる場合にあっては、240 日から当該日数を差し引いた日数)以上とするもの。

(3) 適用期日

この事業規程の変更は、徳島県知事の認可のあった日又は令和 8 年 7 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。

2. 農作物共済に係る変更

(1) 変更理由及び変更要旨

水稲共済の申込期間を市町村単位での規定から、経営の大規模化や気候変動を考慮し、組合員単位での移植状況にあわせた規定と変更し、また共済掛金の払込期限についても、申込期間が延長されたことに伴い変更するもの。

(2) 適用期日

この事業規程の変更は、徳島県知事の認可のあった日から施行する。

3. 果樹共済に係る変更

(1) 変更理由及び変更要旨

うんしゅうみかんの収穫共済と樹体共済をセット加入する場合の共済掛金払込期限を、現在それぞれ異なる期日となっている規定から、統一した期日に変更するもの。

(2) 適用期日

この事業規程の変更は、徳島県知事の認可のあった日から施行する。